

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成 18			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又			
京都市下京区烏丸通七条上る常葉町 真宗大谷派宗務所内		学校法人真宗大谷学園 理事長 熊谷宗 電話 075 - 371			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	学校				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	電気使用量及び都市ガス使用量の多くを占めるのが空調設備のため、これを中心に高効率の設備に更新するし、エネルギー消費量の削減を計る。				
推進体制	大谷大学、大谷中・高等学校及び大谷幼稚園の各現場ごとに、各現場の責任者、学長、校長及び園長のもと更新計画を立て長期的にエネルギーの消費量削減を計る。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	空調設備	旧式・非効率の電気式空調機を高効率の機器に更改を進める。教室等の部屋照明パターンを見直し不要照明場所の部分消灯を可能とする。		
	19	空調設備	吸収式冷温水発生機更改を含め引き続き18年度の改修計画を実施予定。		
	18~19	照明設備	教室等の部屋照明パターンを見直し不要照明場所の部分消灯を可能とする。		
	18~19	その他設備の見直し	校舎建替え・改修工事計画に伴い地球温暖化防止に有効な建築資材の採用、設備の導入、自然エネルギー導入などを検討、設計に盛り込む。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
		A 事業所等排出区分	大 学 2,691.258 t 中・高 694.683 t 幼稚園 26.465 t 計 3,412.406 t	大 学 2,585.405 t 中・高 661.599 t 幼稚園 26.465 t 計 3,273.469 t	-4.1 %
		B 輸送車両排出区分	t	t	%
		C その他排出区分	t	t	%
		排出合計	*1 3,412.406 t	*2 3,273.469 t	-4.1 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等			(二酸化炭素換算(t))
		森林の保全及び整備	(整備面積) ha		(吸収量) t
		府内産の木材の利用	(利用量) m ³		(削減量) t
		自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh		(削減量) t
			(熱供給量) GJ		(削減量) t
		グリーン電力の購入	(購入量) kwh		(削減量) t
削減量等合計			*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	*1 3,412.406 t	(12)-(13) 3,273.469 t	-4.1 %		
特記事項	1. 従前以上に自然エネルギー採用の検討・より効率の高い機器の採用などを検討しエネルギー消費効率の改善をはかる。 2. 本学園の大谷大学、大谷中・高等学校、及び大谷幼稚園の校庭内には高・中・低の樹木が多く、地球温暖化防止に寄与している。今後も植栽を保護増加に努める。 3. 業務用及び通勤用の車輛の使用を極力抑制し、特に通勤などの車輛使用は許可制としてエネルギーの使用削減を計る。				
連絡先	担 当 部 署				
	担 当 者 氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。